

大竹市斎場火葬等業務委託プロポーザル実施説明書

1 プロポーザルの概要

(1) 趣旨

本市では、大竹市斎場の今後の安定した運営のために、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から広く提案を求め一定の基準で評価し事業者を選定するため、「公募型プロポーザル」を実施するものである。

(2) 業務名

大竹市斎場火葬等業務委託プロポーザル

(3) 対象業務

火葬業務、施設管理、その他業務（詳細は大竹市斎場火葬等業務委託仕様書を参照）

(4) 業務場所

大竹市小方町小方 68 番の 4

大竹市斎場

(5) 期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 13 年 3 月 31 日（月）

(6) 提案限度額

98,670,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税並びに参加申し込みを行う本店又は支店の所在地における税の滞納がないこと。

(3) 参加表明書（様式 1）の提出日において、大竹市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和 7 年度の競争入札参加者名簿（業務委託等）に区分 13「その他」項目⑭「その他」に登録されていること。

(4) 令和 2 年度以降に、地方公共団体において、火葬等業務の実績を有する者であること。

(5) 参加表明書（様式 1）の提出時において、大竹市入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生計画認

可の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

3 スケジュール

実施スケジュール概要（予定）

実施内容	年月日
プロポーザル実施説明書の公表	令和7年8月27日（水）
参加表明書提出期間	令和7年8月27日（水）～9月18日（木）
質問書の受付期間	令和7年8月27日（水）～9月8日（月）
施設見学会※	令和7年9月5日（金）※休場日
質問書に対する回答	令和7年9月10日（水）
参加資格確認通知	令和7年9月22日（月）
提案書の受付期間	令和7年9月24日（水）～10月2日（木）
プレゼンテーション	令和7年10月上旬（予定）
受託予定者の選定・公表・通知	令和7年10月下旬（予定）
契約締結	令和7年11月下旬（予定）

※施設見学を希望する場合は事前予約が必要。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類をPDF化し、次のとおり電子メールで提出すること。

なお、受付時に必要書類の不足が判明した場合は、事業者を確認し、全ての必要書類が提出されるまでは、受付を保留とする。また期限内に不足した必要書類の提出がない場合は、提出がなかったものとして取り扱う。

(1) 提出期限

令和7年9月18日（木）17時【必着】

(2) 提出先

大竹市市民生活部環境整備課環境整備係

E-mail: kankyo@city.otake.hiroshima.jp

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

(3) 提出方法

件名に「環境整備係宛プロポーザル参加表明書（会社名）」を入力し、開封確認ができる方

法で電子メールし、電子メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

なお、必要書類については、郵送または持参を可とする。持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル必要書類在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡（TEL0827-59-2154）すること。

（４）提出書類

次の①～④を提出すること。

①参加表明書（様式1）

②業務実績書（様式2）

③業務実施体制確認調書（様式3）

④法人税、消費税及び地方消費税並びに参加申し込みを行う本店又は支店の所在地における税の滞納がないことの証明書

※①及び④を電子メールで提出した場合は、後日、原本を郵送または持参すること。

5 質問及び回答

質問がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

（１）提出期限

令和7年9月8日（月）12時まで【必着】

（２）提出方法

質問書（様式4）に質問事項を記載し、電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名に「環境整備係宛プロポーザル質問書」と入力し開封確認ができる方法で電子メールし、電子メールが開封されない場合は、市へ問い合わせること。

（３）提出先

大竹市市民生活部環境整備課環境整備係

E-mail: kankyo@city.otake.hiroshima.jp

（４）質問に対する回答

質問に対する回答は、事業者名を非公開とし、順次令和7年9月10日（水）までに市ホームページにて公開する。ただし、質問の内容によって、企画提案に係る事業者の選定における公平性を保てない等の判断をした場合は、回答しないことがある。

なお、回答内容は、必要に応じてこの実施説明書の追加又は修正とみなすものとする。

6 提案書等の提出

本プロポーザルに参加することが認められた者（以下「提案者」という。）は、次のよう

に提案書等を作成し、提出すること。なお、提案数は1提案者につき1案に限る。

(1) 提出期限

令和7年10月2日(木)17時【必着】

(2) 提出先

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 大竹市市民生活部環境整備課環境整備係

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時までとする。郵送による提出の場合は、提出期限までに必着のこと。

※郵送による提出の場合は、封筒(会社名を記載してあるもの)に朱書きで「プロポーザル提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類

次の①～⑤を提出すること。

①提案書提出届(様式5)

②誓約書(様式7)

③事業計画書(様式9)

④資料(様式任意)

- ・会社等の詳細が分かる資料(カタログやパンフレットの写し)
- ・その他、説明上必要な資料

※提案者の会社名及びロゴ等の記載を認める。

⑤見積書(様式任意)

- ・見積書は、大竹市長宛てとすること。
- ・見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

(5) 提出部数

提出書類の各提出部数は、次のとおりとする。

- ・正本(①から⑤までを左側で綴ったもの) 1部
- ・副本(①から⑤まで(②及び⑤は複写で可)を左側で綴ったもの) 8部

※副本の全ての書類において提案者等の特定できる記載及び押印を認める。

7 審査・選定

市職員で組織する「大竹市斎場火葬等業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において次のとおり審査する。

(1) 審査項目

委員会において提案者からの提案書等についてプレゼンテーションを受け、別紙 1「審査基準」に基づき評価を行う。プレゼンテーションは、提案書の受理が遅い者から順に一提案者ごとに実施する。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(2) プレゼンテーション

日時及び場所	令和 7 年 10 月上旬【予定】 大竹市役所において実施する。 ※詳細については、別途通知する。
発 表 者	5 名以内
発 表 方 法	提案書に基づくプレゼンテーション（20 分以内） 質疑応答（15 分程度） ※提案内容の差し換えは認めない。 ※提案書の説明の際にプロジェクターを使用する場合は、事前にその旨を市に連絡しなければならない。

※プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

(3) 審査

審査は、各委員が（1）により評価した各項目の評価点の平均点を合計した総合評価点により、提案者の順位を決定する。

なお、同点の場合は、委員会の意見を聴いた上で、市長が順位を決定する。

(4) 受託予定者の決定

市長は、委員会の報告を受け、審査結果の順位の最上位の提案者を受託予定者として決定する。

なお、本市の期待する水準（総合計点の 7 割）に達しなかった場合は、受託予定者を決定しないことがある。

(5) 結果の通知

結果は、参加した全ての提案者に通知する。

なお、受託予定者として決定されなかった提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（大竹市の休日を定める条例（平成元年大竹市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）に、書面により、非決定理由についての説明を求めることができる。

市長は、非決定理由についての説明を求められた場合は、当該説明を求められた日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答する。

(6) その他

参加者が 1 提案者の場合でも本プロポーザルを実施する。

8 契約

(1) 契約の締結

受託予定者との協議の上、仕様内容を決定して、最終見積書の提出を受け、契約を締結する。ただし、受託予定者が契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合又は契約の締結を拒んだ場合は、次順位の者を新たに受託予定者として手続を行うものとする。

※受託予定者が契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合又は契約の締結を拒んだことにより契約の締結ができない場合は、指名除外措置を受けることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金については、大竹市契約規則（昭和 39 年大竹市規則第 16 号）第 23 条の規定を適用する。

(3) 契約内容

本事業は、公募によるプロポーザル方式で契約するものであり、原則、提案内容に準拠して契約するが、提案内容を逸脱しない範囲において、一部変更を求めることがある。その場合において、契約金額の変更はしない。

9 辞退

参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、その旨を電話連絡の上、辞退届（様式 6）に記入押印したものを PDF 化し、令和 7 年 10 月 2 日（木）までに環境整備課環境整備係へ電子メールで提出すること。

E-mail: kankyo@city.otake.hiroshima.jp

なお、郵送または持参による提出も可とする。持参する場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時までとする。郵送する場合は、封筒に朱書きで「プロポーザル書類在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着のこと。併せて、郵送した旨を電話連絡（TEL0827-59-2154）すること。

※辞退したことをもって指名除外等の不利益な取扱いをすることはしないものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 参加表明及び提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類は、原則として提出後の記載内容の変更を認めない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの審査以外の目的に使用しない。

- (5) 提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、参加表明書及び提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外措置を行うことがある。
- (7) 提出書類について、大竹市情報公開条例（平成 11 年大竹市条例第 21 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

《本プロポーザルに関する問い合わせ先》

大竹市市民生活部環境整備課環境整備係 担当：辰川

【住 所】〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

【電 話】0827-59-2154

【FAX】0827-57-0880

【E-mail】kankyo@city.otake.hiroshima.jp